

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和2年 第1回海老名市議会定例会 概要資料



消防出初式
(令和2年1月12日)

海老名市駅伝競走大会
(令和2年1月19日)



【会期日程】

令和2年第1回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期31日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
2月26日	水	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
3月 3日	火	本会議 委員会	議案審議、委員会付託 予算決算常任委員会	午前9時
3月 6日	金	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会 ※補正予算	同
3月 9日	月	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会 ※補正予算	同
3月10日	火	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会 ※補正予算	同
3月12日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
3月13日	金	本会議	市政に関する一般質問	同
3月17日	火	委員会	予算決算常任委員会総務分科会 ※当初予算	同
3月18日	水	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会 ※当初予算	同
3月23日	月	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会 ※当初予算	同
3月25日	水	委員会	予算決算常任委員会	同
3月27日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分

【案件一覧】

■ 日程 21 件			
条例 11 件 (一部改正 11 件)			頁
1	議案第 3 号	海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3
2	議案第 4 号	海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について	4
3	議案第 5 号	海老名市職員の定数条例の一部改正について	5
4	議案第 6 号	海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	6
5	議案第 7 号	海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	7
6	議案第 8 号	海老名市印鑑条例の一部改正について	8
7	議案第 9 号	海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	9
8	議案第 10 号	海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について	10
9	議案第 11 号	海老名市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部改正について	11
10	議案第 12 号	海老名市市営住宅条例の一部改正について	12
11	議案第 13 号	海老名市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	13
人事 2 件			頁
12	議案第 14 号	海老名市副市長の選任につき同意を求めることについて (秦恭一氏)	14
13	議案第 15 号	海老名市監査委員の選任につき同意を求めることについて (雨宮徳明氏)	14
補正予算 3 件			頁
14	議案第 16 号	令和元年度海老名市一般会計補正予算 (第 7 号)	15
15	議案第 17 号	令和元年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	27
16	議案第 18 号	令和元年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	28
予算 5 件			頁
17	議案第 19 号	令和 2 年度海老名市一般会計予算	別冊
18	議案第 20 号	令和 2 年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算	
19	議案第 21 号	令和 2 年度海老名市介護保険事業特別会計予算	
20	議案第 22 号	令和 2 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算	
21	議案第 23 号	令和 2 年度海老名市公共下水道事業会計予算	

【条例 11件】

1 議案第3号 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正理由】

識見を有する者のうちから選任される監査委員の報酬について、近隣自治体との均衡等を勘案し、引き上げたいため

【改正内容】

識見を有する者のうちから選任される監査委員の月額報酬について、3万円を引き上げる。

現 行	➔	改 正 後
月額90,000円		月額120,000円

<参 考>

県央7市監査委員 報酬額一覧

* 識見監査委員報酬額 高額順

	市 名	R元年10月1日 現在人口数	監査委員数			識見委員 報酬月額	県央 7市 順位	県内 13市 順位	県内 19市 順位	議選委員 報酬月額
			識見	議選	計					
1	厚 木	224,677	2	1	3	152,600	1	3	7	43,600
2	秦 野	165,051	2	1	3	141,000	2	5	11	42,000
3	大 和	237,445	1	1	2	131,000	3	6	12	44,500
4	伊勢原	102,137	2	1	3	100,000	4	9	15	42,000
5	座 間	130,608	1	1	2	91,900	5	10	16	41,300
6	海老名	133,706	2	1	3	90,000	6	11	17	43,400
7	綾 瀬	84,372	1	1	2	83,600	7	12	18	40,600
			県央7市平均額 ⇒			112,871				42,486

※海老名市特別職報酬等審議会 諮問：令和2年1月6日・答申：同月21日

【施行期日】

令和2年4月1日

2 議案第4号 海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について

【改正理由】

学校給食及び保育園給食における異物等混入事案の発生を踏まえ、市長、保健福祉部を所管する副市長及び教育長の給料を減額するため

【改正内容】

1 市長

対 象：令和2年3月～5月に支給される給料

減額率：10%

支給額：930,000円 ⇒ 837,000円

2 保健福祉部を所管する副市長（秦 恭一副市長）

対 象：令和2年3月に支給される給料

減額率：10%

支給額：746,000円 ⇒ 671,400円

3 教育長

対 象：令和2年3月に支給される給料

減額率：10%

支給額：700,000円 ⇒ 630,000円

【施行期日】

公布の日

3 議案第5号 海老名市職員の定数条例の一部改正について

【改正理由】

人口の増加、社会情勢の急激な変化等への対応、消防力の強化等を図るとともに、休職及び育児休業に対応した体制づくりを図るため

【改正内容】

- 1 職員の定数から、地方公務員法第28条第2項の規定により休職している者を除く。（令和2年2月1日現在の休職者数：7名）

※地方公務員法第28条第2項

職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

- 2 市長の事務部局及び消防長の事務部局の職員を増員する。（39人増）

- (1) 市長の事務部局の職員 562人⇒587人（25人増）
- (2) 消防長の事務部局の職員 177人⇒191人（14人増）

区 分	定 数	
	改正前	改正後
市長の事務部局の職員	562	587
議会の事務部局の職員	8	8
選挙管理委員会の事務部局の職員	4	4
監査委員の事務部局の職員	4	4
農業委員会の事務部局の職員	5	5
教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員	61	61
消防長の事務部局の職員	177	191
合 計	821	860

【施行期日】

令和2年4月1日

4 議案第6号 海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員に対する公務災害・通勤災害の補償について定めたいため

【改正内容】

非常勤の職員のうち、給料が支給されるフルタイム会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の災害補償基礎額について、**常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例による**とする。

参考

パートタイム会計年度任用職員については、本条例の第5条第4号が適用されるため、改正の必要はない。

海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（第5条第4号）

報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員

⇒ 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額

※地方公務員災害補償法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。

（1） 常時勤務に服することを要する地方公務員

4 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日（第7項において「災害発生日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去3月間（その期間内に職員となった者については、その職員となった日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号に掲げるいずれかの方法によって計算した額を下らないものとする。

（1） 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められた場合には、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の100分の60

（2） 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められた場合には、その部分の給与の総額について前号に掲げる方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

【附 則】

施行期日：令和2年4月1日

経過措置：令和2年4月1日以後に発生した公務災害・通勤災害から適用

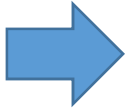
5 議案第7号 海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

【改正理由】

幼児教育・保育の無償化に伴い、個人番号を利用する事務の改正を行うため

【改正内容】

幼児教育・保育の無償化に伴い、**私立幼稚園就園援助費補助金**及び**私立幼稚園就園奨励費補助金**の両事業を令和2年度から廃止するため、個人番号を利用する事務から当該事務を削る。

改正前		改正後
別表第1 私立幼稚園就園援助費補助金		別表第1を削る。
別表第2のうち 私立幼稚園就園奨励費補助金		当該事務を削り、別表第2を別表とする。

参考

条例で定める個人番号を利用する事務（条例改正後）

- ・不育症治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
- ・海老名市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
- ・母子父子福祉住宅手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- ・海老名市子ども医療費助成に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
- ・海老名市障害者医療費助成条例による障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

【施行期日】

令和2年4月1日

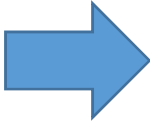
6 議案第8号 海老名市印鑑条例の一部改正について

【改正理由】

国が定める印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴う所要の改正を行うため

【改正内容】

印鑑の登録を受けることができない者（第2条第2項第2号）

改正前		改正後
成年被後見人		意思能力を有しない者 ※15歳未満の者を除く。

※ 印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に関する質疑応答について

問 成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合、受け付けることができるか

答 意思能力を有しない者は印鑑の登録を受けられないが、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、**法定代理人が同行**しており、かつ、当該**成年被後見人本人による申請**があるときは、当該成年被後見人は**意思能力を有するもの**として、印鑑の登録の申請を受け付けることとして差し支えない。

民法 「成年被後見人」

（後見開始の審判）

第7条 精神上の障害により**事理を弁識する能力を欠く常況にある者**については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、**後見開始の審判**をすることができる。

（成年被後見人及び成年後見人）

第8条 **後見開始の審判**を受けた者は、**成年被後見人**とし、これに成年後見人を付する。

【施行期日】

公布の日

7 議案第9号 海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴う所要の改正を行うため

【改正内容】

貸付金の償還に係る支払猶予、免除等を規定した法令の条項の移動により、本条例における当該引用条項を改正する。

償還金規定事項	法令の規定	
	改正前	改正後
支払猶予	政令第10条	法 第13条 政令第12条
償還免除	法 第14条第1項 政令第11条	法 第14条第1項
支払猶予又は償還免除に係る資産の報告等	規定なし	法 第16条
一時償還	政令第8条	政令第8条
違約金	政令第9条	政令第9条

※法 = 災害弔慰金の支給等に関する法律 政令 = 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

☆参考 改正後の法令規定内容（**太文字**は法令改正に伴い、追加された規定）

支払猶予：盗難、疾病、負傷等により償還金を支払うことが著しく困難となったとき。

ただし、資産の状況の報告を求められ、正当な理由なく報告しない又は虚偽の報告をしたときは猶予しないことができる。

償還免除：貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため償還することができなくなったとき又は**破産手続又は再生手続の開始の決定を受けたとき**。ただし、上記の報告をしない又は虚偽の報告をしたときは免除しないことができる。

資産報告：支払猶予又は償還免除の判断に際し、貸付けを受けた者から資産の状況について報告を求めることができる。

【附 則】

施行期日：公布の日

適 用：令和元年8月1日以後に生じた災害に係る貸付けから適用

◎令和2年2月17日現在 貸付の対象となる被害はない。

8 議案第10号 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について

【改正理由】

神奈川県内各市町村の国民健康保険税（料）の賦課税率を鑑み、海老名市の国民健康保険事業の財政基盤の強化を図るため

【改正内容】

- 1 神奈川県から示された標準保険料率及び県内各市町村の状況を鑑みた、国民健康保険税率の改正

	基礎控除後の総所得金額等に乗ずる率	
	改正前	改正後
基礎課税額	5.00 / 100	5.50 / 100
後期高齢者支援金等課税額	1.70 / 100	1.90 / 100
介護納付金課税額	1.42 / 100	1.60 / 100

- 2 地方税法等との重複規定の見直し

地方税法等の上位法令において明確に規定され、市において選択の余地がない規定についても重複して定めていることから、当該**重複規定については上位法令の規定を引用又は条例の規定を削除**する。

※**附則の改正は**、地方税法との重複規定の削除及び「項」から「条」への規定方法の変更で、**内容自体に変更はない**。

改正条文	規定内容	改正内容
第3条	課税限度額	地方税法該当条文を引用
第14条	特別徴収の方法	
第17条	特別徴収	地方税法重複のため削除
第18条	特別徴収義務者の指定	
第19条	特別徴収税額の納入義務	
第20条	被保険者資格喪失の通知	
第21条	既存特別徴収対象被保険者の仮徴収	
第22条	新規特別徴収対象被保険者の仮徴収	地方税法該当条文を引用
第23条	特別徴収被保険者及び年金保険者の定義	
第24条	軽減判定基準額	

【附 則】

施行期日：令和2年4月1日

適用：令和2年度以後の年度分の国民健康保険税から適用

9 議案第11号 海老名市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部改正について

【改正理由】

水道法施行規則等の改正に伴う所要の改正を行うため

【改正内容】

1 水道法施行規則の改正（水槽の清掃頻度の改正）

改正前	➡	改正後
1年以内ごとに1回		毎年1回以上

※「1年以内ごとに1回」と「毎年1回以上」の相違

例：X年6月1日に清掃を行った場合【1年以内ごとに1回】

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
X年			X年6月1日実施						実施期限 X+1年5月31日				
X+1年		X+1年5月1日実施							実施期限 X+2年4月30日				
X+2年		X+2年5月15日実施					期限を15日過ぎたため違法となる。 前年の実施日より期限が推移する。						

例：X年6月1日に清掃を行った場合【毎年1回以上】

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
X年		X年6月1日実施					実施期間 X年1月1日～X年12月31日						
X+1年		X+1年5月1日実施					実施期間 X+1年1月1日～X+1年12月31日						
X+2年		X+2年5月15日実施					実施期間 X+2年1月1日～X+2年12月31日						
		実施期間内に実施しているので違法とならない。											

2 飲用井戸等衛生対策要領（国策定）の改正（文言の改正）

改正前	➡	改正後
小規模受水槽水道		小規模貯水槽水道

【施行期日】

公布の日

10 議案第12号 海老名市市営住宅条例の一部改正について

【改正理由】

民法の債権関係の改正に鑑み、所要の改正を行うため

【改正内容】

- 1 入居に際しての保証人連署の廃止（第11条関係）
入居者の高齢化等により、保証人の確保が困難となることが想定されることから、入居に際して**保証人の連署を廃止**する。
- 2 市営住宅使用料の未納における敷金の充当（第19条関係）
未納の市営住宅使用料などがある場合は、**敷金により**市営住宅使用料などに**充当**する。（民法第622条の2）
- 3 市営住宅及び共同施設の修繕費用の負担区分の明確化（第21条関係）
入居者が**負担すべき修繕の区分**について、規則で明確化する。
（民法第621条）

参考 入居者が費用を負担する修繕（海老名市市営住宅条例施行規則抜粋）

- ・ 内壁等のクロスの修理 ・ 畳の修理及び取替え ・ 流し台、戸棚、棚、郵便受箱等の修理
- ・ ガラス、パテ等の取替え及び網戸の張替え ・ 木製建具及びその附属金物の修理及び取替え
- ・ アルミ製建具の附属金物の修理及び取替え
- ・ ふろがま、給湯専用給湯器その他これらの附属物及び浴槽の附属物の修理及び取替え
- ・ 追炊き付給湯器の修理並びにその附属物の修理及び取替え ・ 混合栓の修理及び取替え
- ・ 台所流し、洗面器、浴室、便所及び洗濯機用の排水管の詰まりの除去
- ・ 衛生設備の附属部品の修理及び取替え ・ レンジフード及びダクト用換気扇の修理
- ・ ガスカランの修理及び取替え
- ・ 電球、照明用カバー、コンセント、照明用コード、キーソケット、換気扇、TV接続端子、ヒューズ等の修理及び取替え ・ 台所、浴室等の換気ガラリの修理及び取替え
- ・ その他市長が認めた修繕

- 4 不正入居した場合における徴収金に付する利息の改正（第43条関係）
近傍同種の住宅の家賃と支払を受けた市営住宅使用料の差額に付する**利息の利率**について、**法定利率**とする。（民法第404条に規定する率）

【附 則】

施行期日：令和2年4月1日

経過措置：改正条例施行前の保証人及び利息の利率は、従前の例による。

1 1 議案第13号 海老名市道路の構造の技術的基準を定める 条例の一部改正について

【改正理由】

道路構造令の改正に伴う所要の改正を行うため

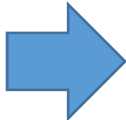
【改正内容】

- 1 自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道の部分として「**自転車通行帯**」の新設


設置要件

1 自動車及び自転車 の交通量が多い道路 (自転車道の設置道路以外)	原則：車道の 左端寄り
2 自転車 の交通量が多い道路又は 自動車及び歩行者 の交通量が多い道路 (自転車道設置道路及び1の道路以外)	原則：設置する必要がある場合 ⇒車道の 左端寄り
3 幅員	原則： 1.5m 以上

2 自転車道の設置要件の改正

改正前		改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車及び自転車の交通量が多い道路 ・自転車及び歩行者の交通量が多い道路 		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車及び自転車の交通量が多い道路 ・自転車及び歩行者の交通量が多い道路 <p style="text-align: center;">+</p> <p style="text-align: center;">設計速度が1時間につき60 キロメートル以上であるもの</p>

3 道路両側への歩道の設置要件の改正

改正前		改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の交通量が多い道路 ・規則で定める施設の周辺の道路 ・特定道路 		<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の交通量が多い道路 ・規則で定める施設の周辺の道路 ・特定道路 <p style="text-align: center;">+</p> <p style="text-align: center;">自転車道又は自転車通行帯 を設ける道路</p>

【施行期日】

公布の日

【人事 2件】

12 議案第14号 海老名市副市長の選任につき同意を求める
ことについて

現副市長の秦恭一氏が令和2年3月31日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再選任することについて同意を求めるもの

【再選任したい者】

氏名： 秦 恭一（はた きょういち）

任期： 4年（令和2年4月1日～令和6年3月31日）

13 議案第15号 海老名市監査委員の選任につき同意を求める
ことについて

現委員の雨宮徳明氏が令和2年3月31日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再選任することについて同意を求めるもの

【再選任したい者】

氏名： 雨宮 徳明（あめみや とくあき）

任期： 4年（令和2年4月1日～令和6年3月31日）

【補正予算 3件】

14 議案第16号 令和元年度海老名市一般会計補正予算
(第7号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 8億9,695万7千円を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ 484億2,719万9千円とするもの

■主な内容

☆今年7月から9月にかけて日本で開催される「東京2020オリンピック・パラリンピック」に際し、市民、企業、関係団体と連携し、各種事業を実施します。

☆公園利用者の見守りを目的として「東柏ヶ谷近隣公園、大谷近隣公園、清水寺公園」に2台ずつ計6台の防犯カメラを新規に設置します。

☆国の補正予算を活用し、国の目指す「GIGA スクール構想の実現」に向け、市内19小中学校の校内通信ネットワークの整備を実施します。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前:47,530,242千円・補正額:896,957千円・補正後:48,427,199千円

(1) 歳入

・地方消費税交付金	△108,000千円
・子ども・子育て支援臨時交付金	52,487千円
・プレミアム付商品券事業費(国庫支出金)	△55,000千円
・情報通信ネットワーク環境施設整備費(国庫支出金)	285,000千円
・社会資本整備総合交付金(国庫支出金)	40,827千円
・学校施設環境改善交付金(国庫支出金)	86,729千円
・財政調整基金繰入金	58,712千円
・新まちづくり基金繰入金	△151,000千円
・市債	552,800千円
・その他	134,402千円

合計 896,957千円

(2) 歳出

① にぎわいと活力あふれる元気なまちづくり 15,000 千円

- ・東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う各種事業の実施
15,000 千円

○聖火リレーミニセレブレーション（令和2年6月30日(火)実施予定）

(1) 内容

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、本市は聖火リレーの通過市に決定していることから、これを契機に市民の一生の財産として心に残るような機会を提供し、大会の成功に向けた機運醸成を図ります。

(2) 費用

委託料	10,241,000円
内訳) 熱中症対策（涼感タオル 等）	4,000,000円
移動経費（小中学生移動バス代等）	2,706,000円
記念碑等設置代	1,100,000円
その他（消耗品等）	2,435,000円

○聖火フェスティバル（令和2年8月15日(土)実施予定）

(1) 内容

第一デイサービスセンター、第二デイサービスセンター、障がい者支援センターあきば、わかば学園の4施設において、それぞれの方法で種火を採取し、カイロにて火を補完し、海老名中央公園まで運搬する。

えびな盆踊りフェスティバルと同日開催とし、各施設から運んできた種火を一つに集火し、「ともに認め合うまち海老名の火」として神奈川県に届ける。

(2) 費用

委託料	2,852,000円
内訳) 熱中症対策（スポットクーラー、ミスト扇風機）	678,000円
イベント出演料（知的障がい者のロックバンド等）	500,000円
その他（消耗品等）	1,674,000円

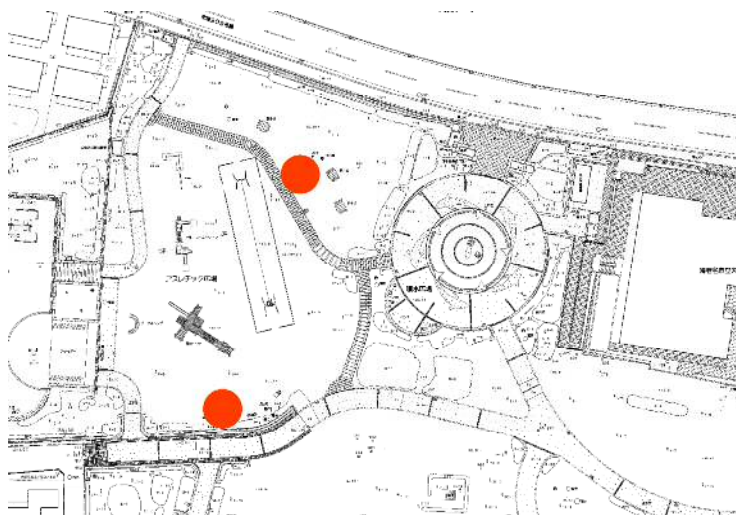
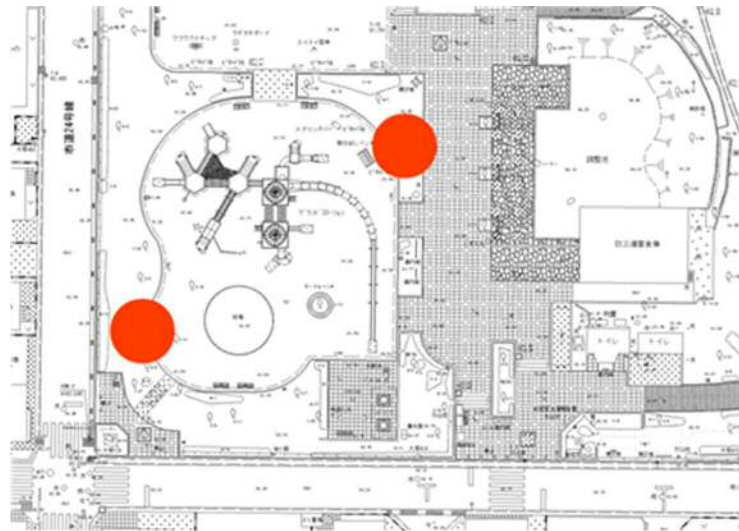
○その他広報等費用

委託料：1,907,000円

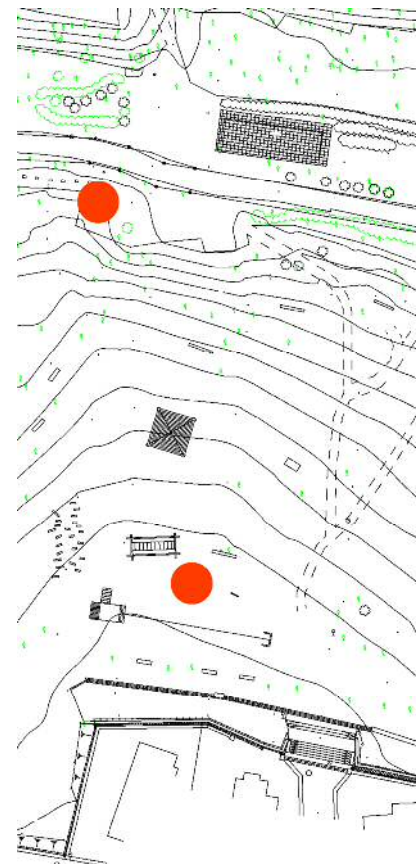
・公園の安全・安心を確保するため防犯カメラを増設

175 千円

○東柏ヶ谷近隣公園



○大谷近隣公園



○清水寺公園

※東柏ヶ谷近隣公園において、大型遊具に悪質な行為があったため、緊急的にクラウド型防犯カメラを5年リースで遊具周辺に増設し、子供たちの安全を守ります。

③ 安心して子育てができるまちづくり

934,265 千円

- ・小中学校屋内運動場等の整備 364,265 千円
- ・小中学校校内通信ネットワークの整備 570,000 千円

○GIGAスクール構想の実現に向けた取り組み

(1) 内容

文部科学省が高速大容量の校内通信ネットワークの整備（GIGAスクール構想）を推進し、令和2年度までに校内通信ネットワークを完備することとされ、国の令和元年度補正予算に計上され可決されました。

このため、現在の市内小中学校のネットワークを強化し、令和5年度までに整備される予定の1人1台端末への対応や動画授業等でストレスなく利用できるよう高速通信環境を整備するものです。

(2) 内訳

○歳入

- ・情報通信ネットワーク環境施設整備費【国庫補助率 1/2】

小学校（15,000,000円×13校） 195,000,000円

中学校（15,000,000円×6校） 90,000,000円

補正予算債 285,000,000円

計 570,000,000円

○歳出

小学校（30,000,000円×13校） 390,000,000円

中学校（30,000,000円×6校） 180,000,000円

計 570,000,000円

④ その他

△52,483 千円

- ・特別職の給与条例改正に伴う減額 △237 千円
- ・臨時職員等の社会保険料 △11,500 千円
- ・障がい者自立支援給付費等事業費 12,379 千円
- ・幼保無償化等に関する子育て支援事業費 80,206 千円
- ・各種予防接種の充実 10,308 千円
- ・国庫補助金の増額による道路整備事業の充実 88,000 千円
- ・駅総合改善連携事業（海老名駅改修事業） △216,726 千円
- ・その他 △14,913 千円

合計	896,957 千円
----	------------

2 継続費の補正

(1) 変更

① (仮称) 消防署西分署整備事業費

(単位：千円)

	補正前	補正後	増減
令和元年度	244,700	244,700	0
令和2年度	468,000	428,128	△39,872
総額	712,700	672,828	△39,872

(理由) 入札に伴い事業費が減したため

3 繰越明許費の補正

(1) 追加

① プレミアム付商品券発行委託

300,000 千円

(理由) 商品券の使用期限が年度末であり、年度内完了が見込めないため

※【内容】 発行した商品券の換金にかかる業務

② 交差点等安全対策工事

8,500 千円

(理由) 国の補正による国庫補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして執行したいため

※【内容】 交差点等 17 か所にボラードを設置する工事

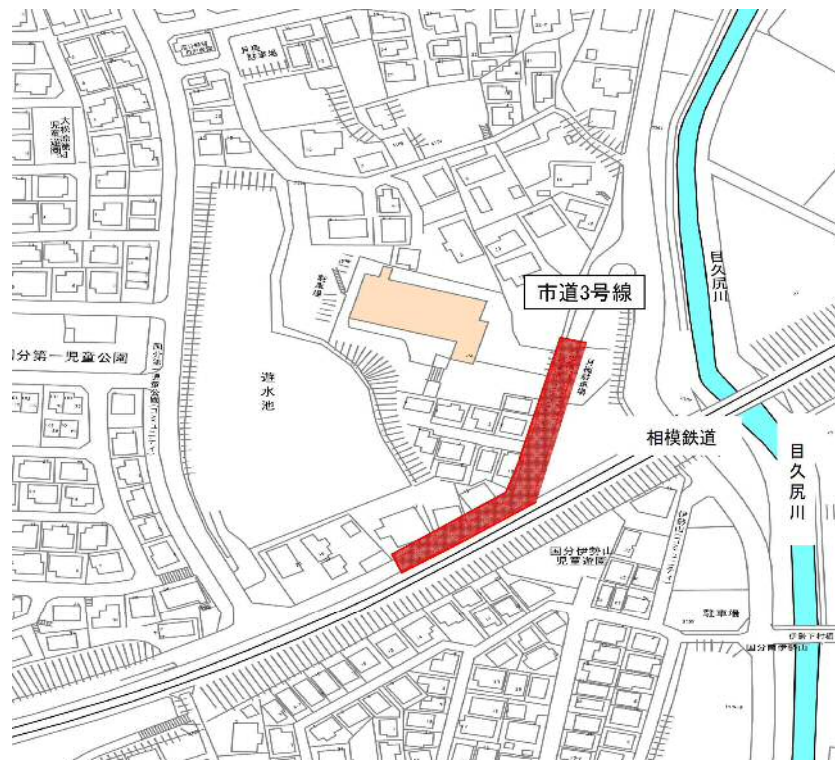
No	場所	目標物	保育園 散歩道	交差点状況			通学路	
				2車線	横断 歩道	信号機	小学校	中学校
1	中央二丁目	マクドナルド海老名店	○	○	○	○	○	○
2	中央三丁目	中央三丁目交差点	○	○	○	○	○	○
3	中央三丁目	八反田交差点	○	○	○	○	○	○
4	中央三丁目	相沢交差点	○	○	○	○	○	○
5	浜田町	浜田町交差点	○	○	○	○	○	○
6	東柏ヶ谷三丁目	さがみ野駅入口交差点	○	○	○		○	○
7	柏ヶ谷	そうてつローゼンかしわ台店 北側	○	○	○		○	
8	柏ヶ谷	東建ニューハイツ 北側	○	○	○			○
9	泉一丁目	上郷第4踏切 西側	○	○	○		○	○
10	中央三丁目	ライオンデンタルクリニック 北側	○	○	○		○	○
11	河原口四丁目	河原口二大縄公園 北側	○	○	○		○	○
12	中新田二丁目	中新田コミュニティセンター 北側	○	○	○		○	○
13	今里	—	○	○	○			○
14	今里二丁目	—	○	○	○			○
15	杉久保北四丁目	杉久保富谷児童公園 西側	○	○	○			○
16	杉久保北四丁目	のざわ小児科内科付近	○	○	○		○	○
17	杉久保北三丁目	かながわ農業アカデミー 北側	○	○	○			○

③市道3号線通学路歩道設置工事

25,500千円

(理由) 補償交渉等に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

※【内容】 歩道を設置する工事



④市道47号線通学路歩道設置工事

8,500千円

(理由) 国の交付金の追加配分を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして執行したいため

※【内容】 歩道を設置する工事



⑤市道 249 号線通学路歩行空間整備工事

9,000 千円

(理由) 国の交付金の追加配分を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして
執行したいため

※【内容】 歩道部分を確保する工事



⑥市道 62 号線道路改良工事

45,000 千円

(理由) 国の交付金の追加配分を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして
執行したいため

※【内容】 歩道を改修する工事



⑦市道8号線ほか1路線用地取得及び補償

14,867千円

(理由) 補償交渉等に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

※【内容】 市道8号線用地補償費及び市道3号線補償費



⑧橋りょう長寿命化設計委託

17,000 千円

(理由) 国の交付金の追加配分を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして
執行したいため

※【内容】 橋りょう補修のための設計

○国分北地内



○本郷地内



○中河内地内



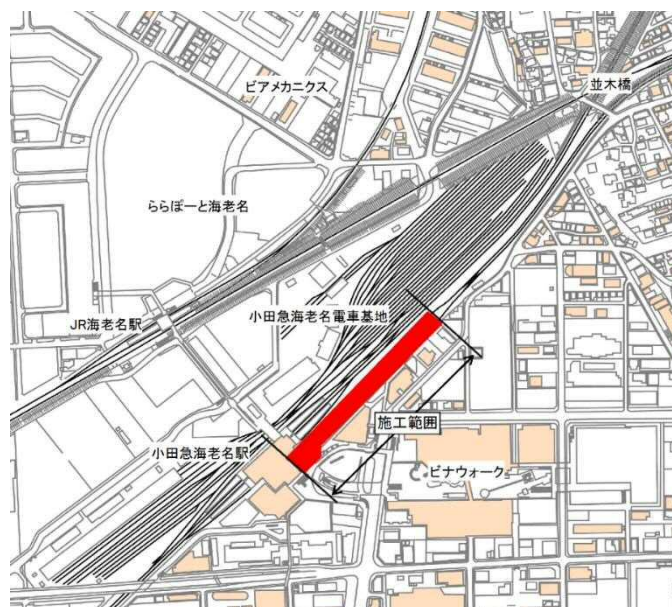
- ⑨厚木駅南地区市街地再開発事業区域周辺整備工事 100,000 千円
 (理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

※【内容】 組合施工区域外の市施工部分の道路工事



- ⑩海老名市地域公共交通協議会負担金 68,011 千円
 (理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

※【内容】 海老名駅舎及び自由通路の整備負担金



- ⑪上星小学校ほか 1 校屋内運動場大規模改修工事 170,503 千円
 (理由) 国の補正による国庫補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして執行したいため

※【内容】 上星小学校及び中新田小学校の屋内運動場大規模改修工事

- ⑫有馬小学校冷暖房設備改修工事 93,562 千円
 (理由) 国の補正による国庫補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒し
 して執行したいため
 ※【内容】有馬小学校の冷暖房設備改修工事
- ⑬小学校校内LAN構築整備工事 390,000 千円
 (理由) 国の補正による国庫補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒し
 して執行したいため
 ※【内容】GIGA スクール構想に係る大容量通信のための整備工事
- ⑭柏ヶ谷中学校屋内運動場大規模改修工事 100,200 千円
 (理由) 国の補正による国庫補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒し
 して執行したいため
 ※【内容】柏ヶ谷中学校の屋内運動場大規模改修工事
- ⑮中学校校内LAN構築整備工事 180,000 千円
 (理由) 国の補正による国庫補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒し
 して執行したいため
 ※【内容】GIGA スクール構想に係る大容量通信のための整備工事
- ⑯相模国分尼寺跡用地補償 10,081 千円
 (理由) 補償交渉等に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため
 ※【内容】相模国分尼寺跡の用地購入に伴う補償



- ⑰東京オリンピック・パラリンピック各種事業委託 15,000 千円
 (理由) 翌年度以降の事業を前倒しして執行したいため
 ※【内容】東京オリンピック・パラリンピック事業に係る委託

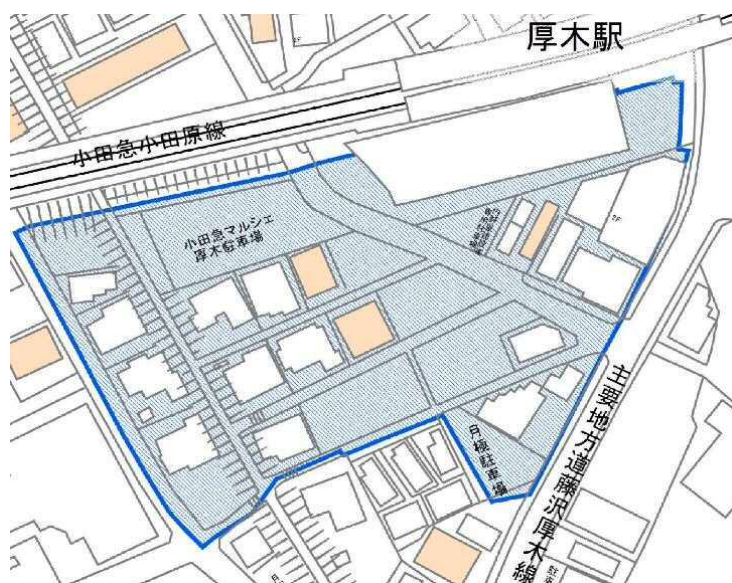
(2) 変更

①厚木駅南地区市街地再開発事業公共施設等整備負担金

1,298,329千円→ 1,198,329千円

(理由) 再開発事業区域の周辺道路を組合施工から市施工へ変更するための負担金の減額

※【内容】組合施工への負担金



4 地方債の補正

(1) 追加

①小学校施設整備事業債 限度額 398,300千円

(理由) 対象事業開始に伴う市債の増

②中学校施設整備事業債 限度額 163,900千円

(理由) 対象事業開始に伴う市債の増

(2) 変更

①道路橋りょう整備事業債 限度額 1,091,300千円→ 1,133,400千円

(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

②都市計画整備事業債 限度額 206,200千円→ 89,500千円

(理由) 対象事業費の減額に伴う市債の減

③厚木駅周辺市街地開発事業債 限度額 470,300千円→ 535,500千円

(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

15 議案第17号 令和元年度海老名市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第2号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1億2,300万円を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ 122億9,834万円とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前 12,175,340千円・補正額 123,000千円・補正後 12,298,340千円

(1) 歳入

・保険給付費等交付金（普通交付金）	121,000千円
・都道府県繰入金分	△9,959千円
・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）（保険者支援分）	△1,641千円
・財政安定化支援事業繰入金	151千円
・一般会計繰入金	11,449千円
・第三者納付金	2,500千円
・返納金	△500千円

合計 123,000千円

(2) 歳出

・一般被保険者療養給付費	96,000千円
・退職被保険者等療養給付費	△9,000千円
・一般被保険者療養費	3,000千円
・診療報酬審査支払手数料	1,000千円
・一般被保険者高額療養費	32,000千円

合計 123,000千円

16 議案第18号 令和元年度海老名市介護保険事業特別会計
補正予算（第3号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 781万9千円を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ 88億4,926万8千円とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：8,841,449千円・補正額：7,819千円・補正後：8,849,268千円

(1) 歳入

- ・介護保険給付費等準備基金繰入金 7,819千円

合計 7,819千円

(2) 歳出

- ・国庫支出金等過年度分返還金 7,819千円

合計 7,819千円